

## 自治基本条例（仮称）試案に関するパブリックコメントについて

牧之原市自治基本条例（仮称）の試案ができました。市民の皆様からの意見を聞くために、パブリックコメントを実施しています。

市では、市民と市役所が一緒になって「自治基本条例(仮称)」をつくっています。この条例は「みんなが主役のまちづくり」を推進していくために、まちづくりの基本となる考え方や、市民や議会、市役所のそれぞれの役割を定めてお互いに協力していくための自治の基本的なルール（「情報共有」や「市民参加」など）を明らかにするものです。

合併前の平成 15 年 10 月、新市建設計画に「市民参画の仕組みづくり」が明記され、平成 17 年 10 月の市長マニフェストにおいて「市政運営基本条例の制定」が掲げられました。その後、平成 18 年 10 月、第一次総合計画に「市民との協働によるまちづくり基本条例の検討」が盛り込まれ、平成 19 年 2 月に市民委員 61 人で構成される「まちづくり基本条例を考える会」が設置されて、この条例の制定検討がスタートしました。平成 21 年度には市民団体代表者などで構成される「自治基本条例を創る会」が設置され、市役所職員と一緒に条文の案について検討を重ねてきましたが、このたび条例試案ができあがりしました。

今回、下記によりパブリックコメントを実施し、市民からの意見を参考に修正を加えながら条例案を作成し、今年度中に議会に上程したいと考えています。

### 記

#### パブリックコメント実施期間

平成 22 年 8 月 20 日(金) ~ 平成 22 年 9 月 17 日(金)

#### パブリックコメント資料の公表方法

- ・ 組、班回覧を行います。また、区、町内会の役員に配布します。
- ・ 市役所協働推進室、榛原庁舎・相良庁舎の各総合窓口室、さざんか、相良保健センター、い～ら、榛原文化センター、相良公民館、萩間公民館、地頭方公民館（トーク地頭方）に、備え置きます。
- ・ 市ホームページに、掲載します。

#### 意見の提出方法

市ホームページから電子申請で直接提出。または、組・班回覧や各施設に備え置き of 提出用紙に記入の上、協働推進室・相良庁舎（総合窓口室）へ直接持参してください。郵送や、FAXでの提出も可能です。

#### その他

結果の公表は、10月上旬を予定しています。